

武蔵野銀行デジタルサイネージ広告掲載お申込書

| | | | | | | |
|--|---|---|--|-------------------------------------|-------------|---------|
| お申込日 | | 年 月 日 | | | | |
| 広告主様について | 企業・団体名 | 印 | | | | |
| | 代表者名 | | | | | |
| | 所在地 ※請求書送付先 | 〒 | | | | |
| | 連絡先 | 電話： | | | | |
| | 担当者 ※データ確認等でご連絡させていただく場合があります。 | 部署： | | | | |
| | | 氏名： | | | | |
| | | メールアドレス： | | | | |
| 掲載予定の広告内容 | | | | | | |
| ご出稿期間 (3か月以上～1年まで) | | カ月間 年 月 日 ～ 年 月 日 | | | | |
| 広告素材の制作 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | ⇒制作会社様の紹介希望について (希望する・希望しない) | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 不要 | ⇒制作済みの広告データを武蔵野銀行営業推進部へ送付いただきます。 データ納品先：eisui-kikaku@musashino.bank CC：koji.minagawa@musashino.bank | | | | |
| 広告素材の音声 ※音量は当行で設定いたします。 | <input checked="" type="checkbox"/> 音声有り | ※広告素材とともにご用意下さい。 | <input checked="" type="checkbox"/> 音声無し | | | |
| 配信期間中の広告差換え | <input checked="" type="checkbox"/> 有り | | <input checked="" type="checkbox"/> 無し | | | |
| ※広告の差換えが発生した場合は、取引店担当者にご連絡いただきますようお願いいたします。 | | | | | | |
| 配信エリアと 1枠の1か月あたり金額 (消費税別) ※エリア毎の支店については別紙【ご提案資料】をご参照ください。 | エリアを指定して配信する場合は、希望エリアにチェックをお願いします。(複数選択可) | | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | さいたまエリア | 63,000円 | <input checked="" type="checkbox"/> | 川越・狭山エリア | 36,000円 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 川口・戸田・東京エリア | 24,000円 | <input checked="" type="checkbox"/> | 新座・朝霞・所沢エリア | 30,000円 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 越谷・草加・春日部エリア | 45,000円 | <input checked="" type="checkbox"/> | 熊谷・本庄エリア | 21,000円 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 久喜・上尾エリア | 33,000円 | <input checked="" type="checkbox"/> | 東松山・秩父エリア | 21,000円 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 全店一括配信する場合は、以下にチェックをお願いします。 | | <input checked="" type="checkbox"/> | 全店一括配信 | |

以下、ご確認のうえチェックをお願いします。

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| ご契約金額 | <input checked="" type="checkbox"/> | 掲載料金： _____ 円 (消費税別) |
| ※合計金額をご記入ください。(例：さいたまエリア6ヶ月申込の場合 378,000円) | | |
| お支払方法 | <input checked="" type="checkbox"/> | 配信期間中、1か月毎にご請求書を送付させていただきます。請求書は前月分を翌月初めにお送りいたしますので、記載の日付までに指定の口座へお振込みください。 |
| ご注意事項 | <input checked="" type="checkbox"/> | 提案書(ホームページ)および裏面の広告掲載要綱をよくお読みいただき、お申込資格や広告内容の制限に関する事項についてご同意ください。 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 広告対象商品および広告素材については別途審査をさせていただきます。(配信期間中の広告データ差替えも含まれます) |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 原則、お申込受付後のキャンセルや中途解約はできません。また、お申込受付後であっても、当行の総合的判断によりご出稿をお断りさせていただく場合がございます。 |

お申込みありがとうございました。広告素材の制作・データの授受等につきまして、後日、担当者よりご案内させていただきます。今後とも武蔵野銀行をよろしく願い申し上げます。

(武蔵野銀行使用欄)

<受付店>

| 受付日 | 受付店 | 検印 | 担当者印 |
|-----|-----|----|------|
| | | | |

<営業推進部 営業企画室>

| 受付日 | 検印 | 担当者印 |
|-----|----|------|
| | | |



<武蔵野銀行デジタルサイネージ広告掲載要綱>

◇広告主の範囲等

1. 法令等に違反した者（団体）ではない
2. 国や県などの自治体から指名停止または不利益処分を受けている者（団体）ではない
3. その存在や活動実態が明確な団体である
4. 次のいずれにも該当しない
 - (1) 役員等（広告主が個人である場合にはその者を、広告主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

◇広告の範囲等

1. 法令等に違反していない又はその恐れがない
2. 公序良俗に反していない又はその恐れがない
3. 人権侵害をしていない又はその恐れがない
4. 政治性又は宗教性がない
5. 個人の氏名を含んでいない
6. 社会問題その他についての主義若しくは主張に当たらない
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出が必要な営業ではない
8. 消費者金融に該当しない
9. 比較広告に該当しない
10. 懸賞広告に該当しない
11. クーポン付き広告に該当しない
12. ギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く）に該当しない
13. たばこ（禁煙や健康被害に係るものを除く）に該当しない
14. 水着姿、裸体等を含んでいない（スポーツに係るものを除く）
15. 青少年の健全な育成を阻害していない又はその恐れがない
16. 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害していない又はその恐れがない
17. 公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反していない又はその恐れがない
18. 事実誤認の恐れがない
19. 当該広告の内容について、武蔵野銀行が推奨しているかのような誤解を与える恐れがない
20. 会社名、商品名を著しく繰り返していない
21. 絵柄や文字が過密になっていない
22. 意味なく体の一部を強調していない
23. 色彩、配色又は文字による表現等が過度なものではない
24. 武蔵野銀行のATMコーナーの美観を著しく損ない、利用者等に不快感を与えるものではない
25. その他広告として表示することが不適切な内容ではない

◇その他（ご留意点等）

1. 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
2. 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。
3. 広告事業はこの要綱に定めるもののほか、その他関係法令等の定めるところに従い適正に行わなければならない。
4. 原則、ATMコーナー営業時間中、約5分に1回程度の割合で配信を予定しているが、設備・機器の不具合や当行の都合、天変地異、法定伝染病、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、施設における災害・事故、電力会社による停電、その他不可抗力に帰する事由により、配信が中断される場合があること。
5. 原則、申込受付後のキャンセルや中途解約はできない。また、広告主の都合により配信停止する場合、広告料金は口発生するものとする。
6. 広告内容が公序良俗に反するその他不具合が存する等、広告の継続に支障があると判断される場合、中途にて配信停止の措置がとられる場合がある。